



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

第4回相模原市・藤野町合併協議会を開催

平成17年10月17日（月）午後1時30分から、藤野町の神奈川県立藤野芸術の家クリエーションホールにおいて、第4回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。

今回の協議会では、相模原市・藤野町合併協議会小川会長が療養中であることから、相模原市・藤野町合併協議会規約により、会長職務代理者である副会長の鈴木藤野町長が議長を務め、第3回合併協議会で継続協議となっていた「相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）」のほか、「財産の取扱い」、「地方税の取扱い」、「国民健康保険事業の取扱い」などについて協議が行われました。

議事等の内容については、次のとおりです。

協議事項

協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について（継続協議）

原案のとおり決定

基本計画（素案）については、前回の合併協議会で基本目標や合併シンボルプロジェクトなどについて、協議がされており、今回、施策体系や財政計画なども加えて計画全体の素案を提案し協議が行われた結果、原案のとおり決定されました。（詳しくは3～6面の素案概要をご覧ください。）

主な意見

藤野町委員

財政計画における積算の条件設定について、普通交付税や特別交付税などは過去の実績値を使用して積算されているが、三位一体の改革など国の動きを反映した額を使用して積算すべきではないか。

事務局

今回、財政計画の作成にあたり、国の三位一体改革による影響額については、今後の具体的な国の動

きなどが不透明な状況であることから、現時点で想定できる税源移譲等を考慮し、また、より実態に合うよう現在の状況を踏まえた上で推計を行っている。

藤野町委員

藤野町のような人口1万人規模の地域自治体は、何名の職員が妥当と考えるか。

事務局

藤野町における総合的な事務所の人数については、これから検討されることになるが、たとえば相模湖町役場の職員数は合併により100数名が90名程度になる。

協議第17号 財産の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 藤野町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する。
- 2 藤野町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐ。

主な意見

藤野町委員

財産区の財産は、貴重な財産で



ある。合併後も地域振興のために活用されるのか。

財務部会

相模原市と合併する際、財産区の財産はすべて財産区有財産として相模原市に引き継ぐものであり、合併後も現在藤野町で行っている財産区の運営と変わりはない。

協議第18号 行政連絡機構の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行う。

主な意見

藤野町委員

合併して規模が大きくなり、住民の声が行政に届かないようでは困るので、地域ごとに意見が述べられる場を作っていただきたい。

市民部会

現在、相模原市では広聴活動として、個別の広聴、集会の広聴、あるいは調査広聴を行っており、引き続き合併後の新市でも、住民の意見等はこれらの広聴活動により取り上げていく。

事務局

地域自治体の設置については今後協議されるが、設置することに

なった場合には、地域自治体における地域協議会の役割として、広報や広聴のあり方について検討していく必要がある。

協議第19号 町名・字名の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 藤野町の区域内の字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 藤野町の区域内の字の名称は、町の意向を尊重する。

主な意見

藤野町委員

今後、地域自治体の設置について協議されることとなるが、来年、合併する津久井町及び相模湖町と同様に地域自治体を設置し、仮に地域自治体が廃止された場合、町名・字名の取扱いはどのようなになるのか。

市民部会

地域自治体の推移を見ながら、町名・字名について決めていきたい。

事務局

地域自治体が仮に廃止された場合でも、その名称は残すことができる。

協議第20号 土地利用の取扱いについて

原案のとおり決定

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住

相模原市・藤野町合併協議会

第4回相模原市・藤野町合併協議会を開催・・・・・・・・・・ 1、2面
相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)=概要=・・・ 3～7面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

相模原市・津久井町及び相模湖町の合併に伴う神奈川県支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7面
相模原市、津久井町及び相模湖町の合併準備の状況について・・・ 7面

相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催します・・・・・・・・ 7面